

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

項目	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>全般</b>	<p>個人の名寄せ作業は、氏名・生年月日・住所により実施するほかないため、完璧なものとするは極めて困難であると思われる。運用面の強化を促す必要性もあると思うが、先般閣議決定された「個人識別番号」を活用することが最も簡便かつ公平な対応となる。「個人識別番号」の登録を個人の預貯金、証券、保険等の口座に義務付ける方向性で是非ともご検討頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
<p><b>【主要行等向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編)】</b>            Ⅲ参考資料【資料1】Ⅱ-1-3 検査部局等との連携 関係            ・預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目            Ⅱ-1 例示</p> <p><b>【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編)】</b>            Ⅲ参考資料【資料3】Ⅲ-1-3 検査部局等との連携 関係            ・預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目            Ⅱ-1 例示</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編)Ⅲ参考資料【資料1】Ⅱ-1-3預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目Ⅱチェック内容1.例示の欄中「休日も含め」及び「休日を含め」を削るべき(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針も同様)。政府が金融機関に対して一般の休日に仕事をしよう要求すれば、労働者が休日労働をしなければならないという圧力が加わり、妥当でない。保険事故発生という突発的な事態にあっては、事前に計画的なシフト制等をとることは、困難であり、事実上労働者が休日労働をすることを強いることになる。更に、休日に事業を行う体制が確保されているかどうかを判断する資料として、休日労働を労働者に要求できる旨の就業規則や労使協定の定め等を求めるような運用がなされれば、我が国の労働政策と真っ向から対立するのではないか。</p>	<p>預金者等の保護及び資金決済の確保を図るため、金融機関が破綻し保険事故が発生した場合には、可能な限り早期に当該金融機関の営業を再開し、預金等の円滑な払戻し等を適切に行うことが重要であると考えております。各金融機関においては、労働基準法その他の法令を遵守しつつ、かかる保険事故発生時の態勢を確保する必要があるものと考えます。</p>

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

<p><b>【金融検査マニュアル】</b> オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 個別の問題点 4. 脚注7</p>	<p>脚注7に『預金保険法第 55 条の2及び第 58 条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント』(預金保険機構)を参照」とあるが、同「チェックポイント」は、汎用的な内容を示しつつ、金融機関の実態に合わせて作成することを認められているものであることから、ここでの「参照」とは、同「チェックポイント」の「厳格適用を一律に求められる」というものではなく、「参考資料として必要に応じ参照する」という理解で良いか。</p>	<p>検査に当たっては、「預金保険法第 55 条の2及び第 58 条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」を参照しつつ、各金融機関の規模・特性に応じて、「手順書・マニュアル」が整備されているかどうかを検証することになります。</p> <p>なお、同「チェックポイント」においても、「手順書・マニュアルの記載内容につきましては、営業形態、商品内容、システム構成及び対象事務量等を勘案し、金融機関の実態に合わせて作成していただく必要があります」とされているところです。</p>
--	---	---